

経験者に聞く 弁護士任官 —Season4—

第3回 20年を振り返る

さいたま家庭裁判所 判事 青木 裕史 (49 期)

1 初めに

平成17年4月に裁判官に任官し、早いもので、20年以上が経ってしまいました。千葉地裁松戸支部（初任）、前橋地家裁（沼田支部填補）、東京地裁、長野地裁上田支部、千葉地裁、東京高裁を経て、現在はさいたま家裁に勤務しています（本庁の勤務は週に2日で、週3日は久喜出張所での填補勤務）。

弁護士任官者も増え、皆さんさまざまな場所で活躍され、いろいろなところで弁護士任官の意義を論じておられますが、私なりに裁判官としての職務のやりがい等について、述べていきたいと思います。

2 職務のやりがい等

初任は、松戸支部でした。当時、弁護士任官者の初任地は高裁や東京等の保全部などが多いと聞き及んでいましたが、種々の事情から支部スタートになりました。

松戸支部では、合議事件の左陪席だけでなく、民事の単独事件、保全事件、執行事件の他に、令状事務等も扱いました。また、初任明けの前橋地裁では、刑事部に本籍を置き刑事単独事件を担当しつつ、ちょうど、裁判員裁判が始まろうとしていた時期であったことから、模擬裁判を何件も経験し、その後実際の裁判員裁判に関わることができました。加えて、前橋地裁では、民事、家事事件も担当し、裁判官非常駐の支部へ填補もしたので、任官後の6年間で、ほぼ全ての分野の事案を経験しました。

このように、多種多様な事件を自らの責任で決断して解決していく裁判官の職務は弁護士時代の業務とは大きく様相が異なっており、このような種々の事案に一つ一つ向き合い解決できることそれ自体が魅力であり、強くやりがいを感じることができました。

さらに、事案（紛争）への向き合い方も、弁護士は、

一方当事者の話から主張を構築し、証拠を吟味する中で、依頼者の利益を最優先する場合がありますが、裁判官はそのような付度を一切することなく、当事者の主張（及び証拠）を完全に中立的な立場から、適切に判断をするという点で大きな違いがあります。もちろん、その判断に当たっては、事案の表層を眺めるだけでは足りず、事案や紛争の背景事情やその深層を掘り下げ、当事者が提出した限られた資料から、その実像に迫らなければなりません。そのため、常に、想像力を正しく働かせる必要がありますが、このような時に弁護士時代に実際に当事者側の立場で事案の全体像に臨んでいたという経験は非常に役に立ちました。また、実際、このことは弁護士任官者に期待されることのひとつであろうと思います。そして、これらが上手くかみ合い紛争が解決したときの充実感も大きいものでしたし、和解に限らず判決であっても、紛争の実像を適切にとらえた結論には当事者も相応に納得してくれるものと思います。なお、単独事件を担当している際は、なるべく双方当事者の立場や事情を踏まえた訴訟指揮を心がけていますが、これは、弁護士経験があったからこそのことだと思います。任官当初ですが、判決で敗訴した当事者から（文面どおりに受け取れば）感謝の気持ちを表した手紙をいただいたことがありました。任官当初でしたから、判決自体は拙いものであったと思いますが、誠心誠意当事者の話を聞き、判決を書けば、当事者の納得を得られる紛争解決の一助になると心に刻みました。

3 研さん等について

弁護士任官にあたっては、事前に研修というものはありませんでした。弁護士任官者は、起案能力が劣るとの厳しい意見があることも承知しており（私に関し

ては反論の余地はありません)、その上、弁護士時代を通じて経験の乏しい事件も相当数担当しなければならず、正直不安でした。加えて、例えば執行事件は民事事件の最終段階で、その意味では後戻りはできませんし、令状発付も人権侵害と表裏一体の重大な決断をしますので、毎日が緊張と不安の連続でした(初めて勾留を担当した際は、その緊張感たるや尋常ではなく、印を押す手が震えるほど緊張したことを覚えています)。

このような緊張と不安を払しょくし、厳しい意見に応える意味でも、記録を精査して、当事者が忘れているようなことまで記憶し、基本書や実務書、過去の判決文をじっくり読み込み、なお疑問があれば裁判官や書記官に質問するなどして得た知識(有用で説得力のある表現や筆の運びも)を反芻して理解を深化することに努める日々でした。

裁判所の職員の皆さんは親切で、私の質問等についても懇切丁寧に教えてくれましたし、弁護士任官者を盛り立ててくれる環境は整っており、職場はどこも大変居心地のよいものでした。

また、裁判所では多くの充実した研修等があり、職務分野別で行われる研修等の他に、一般教養を学ぶような研修などもあります。任官当初には、任官3年目、5年目の判事補向けの研修などもあり、私は無理を言って参加させていただきましたが、その際の講師のお話や若手裁判官から聞いた、苦労話や研さんの話などは大いに参考になりました。

キャリア裁判官は、任官後3年程度は左陪席として、実際の事件を通じて基本と作法を学び、また、研修等を通じてさまざまな分野についても研さんしています。弁護士任官者がこの差を直ちに埋めることは難しいかもしれませんが、多様な経験とバックボーンを持っており、これは弁護士任官者のみが有する特別

な経験ですから、このことを併せて研さんすれば、追いつくことは十分に可能であり、恐れる必要はないと思います。

4 家裁について

6年ぶりに家事事件を担当し、4年目となりますが、従前に担当した頃と比較すると、事件は増え事案も複雑化していると感じます。また、家裁では、家裁調査官や調停委員、参与員といった内外のさまざまな職種の方と情報を共有しつつ連携する必要があります。そして、家事事件は対立構造にはない事件類型も多く、代理人が就いていない事件も沢山あります。しかも、家裁に係属する事案の背景事情は地裁の事件にもまして千差万別であり、当事者親族への配慮や影響を意識する必要がある場面なども多く、地裁の事件とは異なる視点からのアプローチも必要になります。さらに、裁判官の裁量にかかる部分も多くあります。そのため、弁護士として多様な意見に接した者が裁判官として、紛争解決の中心的な役割を担うことはそのようなニーズに応えるためにも重要であると改めて感じています。

5 最後に

裁判所では民事を中心にIT化が進み、家事では家族法の改正や後見制度の見直しが行われるなど変革期にあります。当然のことながら、今後も質の高い司法サービスを全国津々浦々に行き渡らせる必要性が変わることはありません。

だからこそ、当事者の生の声を聴き、当事者が裁判官や裁判所に何を求めているのかなど、当事者のニーズを知る弁護士が任官し、裁判に関わることの必要性和重要性は益々高まっているものと考えています。